

県立大学は、裁判所の仮処分決定を不服としてその取り消しを求める保全異議申立をすでに長崎地裁に行っており、これを取り下げることもなく、久木野教授の方にだけ大学への差し押さえ実施を思い止まって欲しいと要望することは何とも身勝手な言い分です。

しかしながら、実際に大学が財産差し押さえを受けるという事態となれば、これは国公立大学では前代未聞の醜聞としてマスコミ報道されるであろうし、取引銀行に事故記録が残るなど長崎県立大学の将来に残る悪影響もあることを考えると、現大学執行部の身勝手な要望ではあるものの、大学・学生・教員のために久木野教授は差し押さえの実施を避けることを決断したとのことでした。

大学が久木野教授に任意での賃金支払いを実行したのを確認してから、久木野教授は裁判所に「債権差押命令」の取り下げを申し出ました。